

．障害者統計の国際的な動向の把握

ここでは、国連、欧州委員会における障害者統計の検討・議論の動向について整理するとともに、主要先進国における主な統計調査において、障害者を捉えるどのような設問が導入されているかを把握する。

1．国際機関の動向

まず、国連において障害者統計と関係性の強い国連統計委員会及び国連障害者権利委員会の動向を整理する。

また、欧州の地域的な国際機関である欧州委員会における動向も整理する。

1) 国連統計委員会

国連統計委員会は 2018 年 3 月の第 49 回会合において、各国に対し、持続可能な開発のための 2030 アジェンダのモニタリング及び障害の状態によるデータの分解の必要性の観点から、データ収集及び手段の精査を行うことを要請した。

また、世界銀行と WHO のモデル障害調査、各国の全国的なデータ収集、さらには SDGs で求められるデータの分解においてワシントングループの設問の活用に留意すべきというとりまとめを行った。

なお同会合では、「障害統計の開発のためのガイドライン及び原則¹⁹」を見直すための専門家グループの創設に加え、障害の状態により障害に係るデータの分解を行うためのガイダンスの提供なども検討のスコープに含めることについてのまとめもなされたほか、障害者統計のデータ利用可能性が年々拡大する一方、各国間で障害者の推計における大きな差があることを考慮して、国連統計委員会が国連統計部に対して、その差の原因を解明する観点から各国の事例の情報を収集及び分析するよう依頼した等の動きもあった²⁰。

2) 国連障害者権利委員会

国連障害者権利委員会は、条約に基づく義務を履行するための措置等に関する包括的な締約国からの報告に対し、審査を行い、勧告を行っている。

国連障害者権利条約では、第 31 条第 1 項において、「締約国は、この条約を実効的なものとするための政策を立案し、及び実施することを可能とするための適当な情報（統計資料及び研究資料を含む。）を収集することを約束する。」と明記されていること

¹⁹ “Guidelines and Principles for the Development of Disability Statistics, Department of Economic and Social Affairs Statistics Division”, United Nations, 2001

²⁰ “Statistical Commission -Report on the forty-ninth session (6–9 March 2018), UN Economic and Social Council

に加え、同条約第 31 条第 2 項においては、「この条の規定に従って収集された情報は、適宜分類されるものとし、この条約に基づく締約国の義務の履行の評価に役立てるために、並びに障害者がその権利を行使する際に直面する障壁を特定し、及び当該障壁に対処するために利用される。」として収集情報の分類も求めている。

これらの条文を受け、国連障害者権利委員会は、統計に関連する報告を審査し、必要に応じて勧告を行っている。イギリス、ドイツ、イタリア、カナダの障害者統計に対しての障害者権利条約第 31 条に基づく勧告内容は、次のようになっている。

図表 182 主要先進国への国連障害者権利委員会の勧告

国名	勧告の内容
イギリス 2017/10/3 CRPD/C/GBR/CO/1 64,65 パラグラフ	<p>「委員会は、障害者の状況に関する締約国全体の統一されたデータ収集制度と指標が不足していることを懸念している。委員会は、一般的な人口に関する調査と国勢調査では、細分化されたデータの集計が限られていることを指摘している。」</p> <p>「委員会は、締約国が、持続可能な開発目標の目標 17 に沿って、すべての一般人口調査や国勢調査を含めて、収入、性別、年齢、ジェンダー、人種、民族、移民、亡命希望や難民の状態、障害、地理的な場所及び国の状況に関連したその他の特性によって、細分化された質の高い、適切で信頼性の高いデータの利用可能性を高めることを勧告する。また、比較可能な障害者統計の収集のために、ワシントングループが作成した一連の設問集とツールを、締約国が障害者統計で使用することも勧告する。」</p>
ドイツ 2015/5/13 CRPD/C/DEU/CO/1 57,58 パラグラフ	<p>「委員会は、障害者に関するデータ収集に用いる指標が人権に基づくアプローチに従わず、それが障壁の除去について反映していないことを懸念している。」</p> <p>「委員会は、締約国が、条約の実施及び障壁除去に関する情報を提供するため、すべての部門での性別、年齢、障害に分類された体系的なデータを収集し、人権指標を策定するよう、勧告する。」</p>
イタリア 2016/10/6 CRPD/C/ITA/CO/1 77,78 パラグラフ	<p>「委員会は、一般的な人口に関する調査と国勢調査における、障害、性別、年齢によって分類されたデータ収集の利用可能性(アベイラビリティ)と品質を懸念している。」</p> <p>「委員会は、締約国が、条約第 31 条の持続可能な開発目標の目標 17、18 を実施するための条約第 31 条に沿って、すべての統計調査や国勢調査を含めて、収入、性別、年齢、ジェンダー、人種、民族、移民、亡命希望や難民の状態、障害、地理的な場所及び国の状況に関連したその他の特性によって、細分化された質の高い、適切で信頼性の高いデータ</p>

国名	勧告の内容
	の利用可能性を高めることを勧告する。」
カナダ 2017/5/8 CRPD/C/CAN/CO/1 53,54 パラグラフ	「委員会は締約国が障害者に関する性別、障害の種類、直面した障壁、人種、地理的位置情報で分類され、住居あるいは施設の種類、彼らに対して向けられた差別または暴力の事例を含んだデータおよび統計の収集、編集、更新を体系的に促進する事を勧告する。委員会は締約国がこのプロセスにおいて障害者組織と協議することを勧告する。」

注記) 国名の下に記載してあるのは、勧告に係る文書の日付、文書名、勧告内容が記載されたパラグラフである。

出所) 国連障害者権利委員会による各国のイニシャルレポートへの勧告資料をもとに作成

このように、国連障害者権利委員会は、障害者統計の整備を重視しており、締約国に対し、障害種別のような細分化されたデータの収集・集計や国際比較が可能な調査手法の導入を求めている。

3) 欧州委員会

欧州委員会は、欧州連合における行政執行機関であり、統計について担当する部局として欧州統計局を有している。欧州統計局は、欧州連合内の国や地域間の比較を可能にする欧州レベルの統計を欧州連合に提供するために、設問セットや統計調査を履行するため個別統計の調査手法のガイドライン等を作成している。

(1) 欧州統計局における4つの障害者の定義

欧州統計局の用語集(11 ページ参照)について詳細を確認すると、欧州統計局は、実施している統計調査において捉えようとしている障害者の定義として、以下の4種類を挙げている²¹。

- ・ 一般的な活動制限の概念を通じて測定される障害のある者：「少なくとも過去6か月間の健康上の問題のために人々が通常行う活動の制限」
- ・ 長年の健康状態、病気、疾病、または基本的な活動（見る、聞く、集中する、移動するなど）で長年の困難を抱えており、EHIS で使用される少なくとも1つの生活領域に参加できない者
- ・ 障害者とは、少なくとも1つの基本的な活動の難しさ（見る、聞く、歩く、記憶するなど）をもつ者
- ・ （雇用中の）障害者とは、健康上の問題および/または基本的な活動の困難に起因する労働上の制限がある者

²¹ <https://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php?title=Glossary:Disability>

(2) GALI を含む MEHM の動向

GALI を含む MEHM の概要

第 章で既述のように、(1) の 4 つの障害者の定義のうち、欧州統計局は、最初の例示的定義においては障害を「活動における制限」の観点から GALI²²という設問をもとに把握しようとしている。

欧州統計局は、この GALI に 2 つの健康の概念に関する設問を加え、3 問からなる健康の設問のセットである MEHM を作成した。

- ・自身が認識している健康状態
- ・慢性的な健康問題、慢性疾患
- ・活動における制限

MEHM における質問文と選択肢は、次のとおりである。

< MEHM の設問 (仮訳) >

Q : 全般的に、あなたの健康状態はいかがですか？

非常に良い / 良い / ふつう / 悪い / 非常に悪い

Q : 長年の病気や健康上の問題がありますか？

はい / いいえ

Q : 過去の少なくとも 6 ヶ月を超える期間において、健康上の理由から、日常生活の活動においてどの程度制限を受けていますか？

厳しく制限されている / 制限されているが厳しくはない / まったく制限されていない

MEHM の導入例

MEHM の設問は欧州における統計調査において、用いられている事例がある。MEHM は、欧州連合において各国で共通的に実施されている EU-SILC、EHIS、HETUS²³等の統計調査において導入されている。

個別の統計調査において MEHM がどのように導入されているのかについては、EU-SILC の例をもとに概説する。EU-SILC は、委員会規則 (Commission Regulation) で規定されており、欧州連合の加盟国において共通的に実施されている統計調査である。その概要は以下のとおりである。

²² GALI は健康問題に起因する活動制限を尋ねる質問である。([https://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php/Glossary:Minimum_European_Health_Module_\(MEHM\)](https://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php/Glossary:Minimum_European_Health_Module_(MEHM)))

²³ HETUS は、EU-SILC、EHIS のような委員会規則に基づく統計調査ではなく、参加国の「紳士協定」で実施されている。欧州統計局は、2020 年に各国での共通的な実施を目指し、“Harmonised European Time Use Surveys (HETUS) 2018 Guidelines”を策定している。

図表 183 EU-SILC の概要

調査参加国	EU の全加盟国、アイスランド、ノルウェイ、スイス他の自主参加国（初回は 2003 年で、EU 加盟 6 か国とノルウェイでの「紳士協定」で実施）
調査目的	所得、貧困、社会的排除、生活条件に関するタイムリーかつ多国間での比較可能なデータの長期的な収集
調査項目	家計と個人で、主に以下のような項目を調査 家計：所得、社会的排除、労働、住居 など 個人：教育、労働、健康、所得 など

出所) EU-SILC のウェブサイト

(<https://ec.europa.eu/eurostat/web/microdata/european-union-statistics-on-income-and-living-conditions>)

EU-SILC では、上記のように家計と個人についての調査が行われており、調査票は家計票と個人票からなる。個人票では、属性の基礎データ（性別、年齢等）、教育、労働、健康、所得の項目が含まれている。EU-SILC のガイドラインによると²⁴、MHEM の設問セットが導入されており、設問は以下のような順にすべきことが示されている。また、PH020 により、PH030 の回答者を絞り込まないことが記載されている²⁵。

< EU-SILC の設問（仮訳） >

PH010：あなたの健康状態全般はいかがですか？ 非常に良い / 良い / ふつう / 悪い / 非常に悪い
PH020：長年の病気や健康上の問題はありますか？ はい / いいえ
PH030：過去の少なくとも 6 ヶ月を超える期間において、健康上の理由から、日常生活の活動においてどの程度制限を受けていますか？ ひどく制限されている / 制限されているがひどくはない / まったく制限されていない

EU-SILC では、MEHM に加え、健康・障害に関連して、試行的に調査が実施される際に調査票に導入するアドホックモジュール (ad hoc module) がある。2017 年の調査では健康についての設問について、2017 EU-SILC Module “ Health and Children's

²⁴ https://circabc.europa.eu/sd/a/e9a5d1ad-f5c7-4b80-bdc9-1ce34ec828eb/DOCSILC065%20operation%202018_V5.pdf

²⁵ MEHM のような設問セット（モジュール）を個別の統計調査の調査票に組み入れるかどうかについては、専門のワークグループにおいて検討し、その結果を欧州統計局の担当統計部長が決裁するプロセスになっている。詳しくは、“New versions of the GALI proposed by Eurostat”を参照のこと。
(http://www.eurohex.eu/ehleis/pdf/EHLEIS%20meeting%202017/EHLEIS%202017_S%20Demarest.pdf)

Health”というアドホックモジュール²⁶として15歳以下についてはGALIの要素を含む「健康問題に起因する活動制限」について尋ねている²⁷。また、欧州統計局は同モジュールで16歳以上の者に対してはワシントングループの短い設問セットのうち、4つの設問を用意している。一部の国はこの4つの設問を用いて尋ねている。

GALIの最近の位置づけ

GALIは、健康問題に起因する日常生活における活動の制限を捉えようとする設問である。以前のHETUSガイドライン2008年版²⁸では、GALIでは設問文において障害の表現が含まれており、欧州統計局はGALIにより障害に起因する制限も捉えようとしていたと考えられる。しかしながら、2018年版では、「活動における制限」の質問文において障害の文言が除かれている。

このように、GALIそのものについては、国際的な潮流の中で、単独で障害を捉える定義としては使われなくなってきているとも考えられる²⁹。

そのため、前述のEU-SILC³⁰のアドホックモジュールのように、ワシントングループの設問の活用も試行的に検討されていると考えられる。

(3) ワシントングループの設問の動向

(2)で述べたように、EU-SILCの2017年の調査では、一部の国は16歳以上に対してはワシントングループの短い設問セットのうち4つの設問を用いて尋ねている。

また、長期にわたって担当している欧州統計局の担当官へのヒアリングによれば、EU-SILCについては2022年には健康に関するモジュールの導入が予定されており、当該調査の調査票の案においてはワシントングループの短い設問セットの設問が全て取り入れられているということがわかった。

また、国連の経済社会理事会の地域経済委員会の一つであり、社会統計の領域において先進的な取組でも注目されることのある国連欧州経済委員会においても、その部会

²⁶

<https://ec.europa.eu/eurostat/documents/1012329/8706719/2017+Assessment+of+health+and+children+health.pdf/3478c66e-7874-50c4-4fe7-d91857875adb>

²⁷ RC020T: Limitation in activities because of health problems (child)で尋ねている。同モジュールには設問としてはGALIにおいては記述がある「長期の健康問題の影響」は含まれていない。より正確には、モジュールの“2. Description of the definitions”では、“2.4 Children's health/Health status (children)”のActivity limitationsの定義説明において、「現在も制限が続いており、少なくとも6ヶ月以上続いている者」が「制限がある」と回答すべきであると説明されていることから、実質的には長期の健康問題の影響も要素として含まれている。

²⁸ <https://ec.europa.eu/eurostat/ramon/statmanuals/files/KS-RA-08-014-EN.pdf>

²⁹ “New versions of the GALI proposed by Eurostat”において、日常的な活動制限の程度とその継続期間の組み合わせの考え方が記載されている。

³⁰ EU-SILCにおいては、2008年～2018年の“Description of target variables”を確認したところ、いずれの年においてもPH030に「健康問題による活動の制限」に係るGALIの設問がある。質問文自体には“disability”の記載はないが、Descriptionの欄には“disability”の文言が含まれており、この設問が障害を捉えることも意図していると考えられる。

の一つであるヨーロッパ統計家会議（Conference of European Statisticians）が作成し、2015年のセッションでとりまとめられた「2020年人口・住宅センサスに係る推奨（Recommendations for the 2020 Censuses of Population and Housing）」という文書では、加盟国における一般人口を対象とする人口・住宅調査におけるワシントングループの短い設問セットに対応する6つの機能領域や4つの選択肢の利用も推奨されている。

2. 主要先進国の動向

フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダのG7を構成する主要先進国の主要な統計調査において、障害者を捉える設問がどのように導入されているかについての調査を行った。

1) フランス

フランスでは、欧州委員会規則に基づき欧州統計局のEU-SILC、EHISに対応する調査を実施している。フランスで実施されている調査において、健康に関する設問セットであるMEHMについてどのように調査票に導入されているのかを、欧州統計局のEU-SILC、EHISに関するガイドラインとの比較で確認した。

フランスにおけるEU-SILC該当の調査では、欧州統計局のEU-SILCのガイドラインに準拠し、健康に関連する設問としてMEHMが導入されている。また、調査票においては、質問文、その解説等において「障害」に関する文言はなかった。

図表 184 フランスにおけるEU-SILCの設問の内容とガイドラインとの違い

MEHMの構成 (設問の内容)	EU-SILCの ガイドラインとの違い	障害に関する表記		
		質問文	質問の解説	他の部分
自身が認識している健康状態	なし	なし	なし	なし
慢性的な健康問題、慢性疾患	なし	なし	なし	
活動における制限	なし	なし	なし	

出所) EU-SILCの欧州統計局のメソロドジーガイドライン、フランス調査票をもとに作成

フランスにおけるEHISに該当する調査では、「慢性的な健康問題、慢性疾患」における期間において6か月間という記載がないという点に違いがあるが、概ね欧州統計局のEHISのガイドラインに準拠して健康に関連する設問のMEHMが導入されている。また、調査票においては、質問文、その解説等において「障害」に関する文言はなかった。

図表 185 フランスにおけるEHISの設問の内容とガイドラインとの違い

MEHMの構成 (設問の内容)	EHISの ガイドラインとの違い	障害に関する表記		
		質問文	質問の解説	他の部分
自身が認識している健康状態	なし	なし	なし	なし
慢性的な健康問題、慢性疾患	long-standingの期間 (6ヶ月)の記載なし	なし	なし	
活動における制限	なし	なし	なし	

出所) EHISの欧州統計局ガイドライン、フランス調査票をもとに作成

また、フランスは時間利用調査の HETUS も実施しており、最近実施した 2010 年の調査においては、「慢性的な健康問題、慢性疾患」における長期の期間の記述がない、「活動における制限」については 2 問を 1 問にしている等の違いがみられたが、概ね MEHM を導入している 2008 年の欧州統計局の HETUS ガイドラインに準拠している。なお、これらの設問は、障害者の判定には用いていないようである。また、調査票においては、質問文、その解説等において「障害」に関する文言はなかった。

図表 186 フランスにおける HETUS の設問の内容とガイドラインとの違い

MEHM の構成 (設問の内容)	HETUS の ガイドラインとの違い	障害に関する表記		
		質問文	質問の解説	他の部分
自身が認識している健康状態	なし	なし	なし	なし
慢性的な健康問題、慢性疾患	長期の期間の記述なし	なし	なし	
活動における制限 (1 問 目：日常生活における制限)	2 問を 1 問に統合 制限の期間の記述なし	なし	なし	
活動における制限) 2 問 目：制限を受ける期間)		なし	なし	

出所) HETUS の欧州統計局ガイドライン (2008 年版)、フランス調査票をもとに作成

フランスでは、全国障害・健康調査 (National Disability-Health Survey) において、障害者を捉える設問を尋ねている。この統計調査では、個別の機能の問題や病状等について質問している。

< National Disability-Health Survey の設問 (仮訳) >

<p>DIS_Q01: 以下のいずれかの症状、問題がありますか？</p> <p>10 眼鏡やコンタクトレンズをかけない状態での視力の問題、11 聴力の問題、12 話すことの問題、13 失神、発作や意識喪失、14 学習や記憶の障害、15 腕や指を使うことの制限、16 ものを掴むことの困難さ、17 脚部を使うことへの制限、18 精神的な活動や仕事に制限をもたらす何らかの症状 (例：腰痛、片頭痛)、19 何らかの奇形、変形、20 助けや見守りを必要とする何らかの精神疾患</p> <p>DIS_Q02: (ある場合) 上記のうち、どれに該当しますか？</p> <p>DIS_Q03: 以下のいずれかの症状で、6 カ月以上にわたって日常の活動に支障をきたす症状として思い当たるものはありますか？</p> <p>1 息切れ、呼吸困難、2 慢性または再発性の痛み、3 神経または感情の症状、4 頭部の外傷、脳卒中またはその他の脳損傷の結果としての長期的な影響、5 治療またはリラックスを必要とするその他の長期的な症状、6 関節炎、喘息、心臓病、アルツハイマー病、認知症など、その他の長期的な症状</p>

DIS_Q04: (ある場合)上記のうち、どれに該当しますか？

DIS_Q06: お伝えいただいた症状を理由として、これらのことを行うのに手助けや見守りが必要だったことがありますか？

DIS_Q07: これらのことを行うのに常に手助けを必要としますか？

DIS_Q08: お伝えいただいた症状を理由として、これらのことを行うのに困難が生じたことはありますか？

DIS_Q09: これらの身の回りのこと、移動、コミュニケーションを一人でできたとしても、何らかの補助があればそれを使いますか？

2) アメリカ

アメリカでは、家計の個人の属性や住宅環境を質問するアメリカ地域社会調査 (American Community Survey, 以下 ACS)、個人の属性や労働に関連する項目を質問する人口動態調査 (Current Population Survey, 以下 CPS) において、障害者を捉える設問が導入されている。

ACS の設問は、ワシントングループの短い設問セットをベースに作成されている。6つある設問には、ワシントングループの短い設問セットの視覚、聴覚、認知、歩行、セルフケアが含まれているが、コミュニケーションに関しては一人での通院や買い物に置き換わっている。選択肢は、「はい」、「いいえ」の2段階であるが、設問では、「著しい困難である」、「完全にできない」場合に「はい」と回答するように設計されており、ワシントングループの短い設問セットにおいて機能制限がある者を捕捉する方法にも対応できるようになっている。

< American Community Survey の設問 (仮訳) >

Q18-a: 完全に耳が聞こえない、もしくは聞き取ることに著しい困難が伴いますか？

Q18-b: 完全に目が見えない、もしくは眼鏡をかけていても見ることに著しい困難が伴いますか？

Q19-a: 身体的、精神的、もしくは感情的な不調を理由として、集中、記憶や意思決定に著しい困難が伴いますか？

Q19-b: 歩行や階段を上ることに著しい困難が伴いますか？

Q19-c: 着替えや入浴に困難が伴いますか？

Q20: 身体的、精神的、もしくは感情的な不調を理由として、通院や買い物等の用事へ一人で行くことに困難が伴いますか？

CPS の障害に関連する設問は、個人属性に関する設問で構成される人口動態票と労働に関する労働力票が存在する。労働力票においては、今後半年間に就業する際に障害が妨げになるかということを探っている。しかしながら、身体機能に関するワシントン

グループのような設問や健康状態が悪いことが長期的に継続しているかという設問はない。

< Current Population Survey の設問（仮訳） >

あなたの / 彼の / 彼女の障害は、今後半年間にわたって継続的に、あなたが / 彼が / 彼女が（仕事の種類や自営業であるか等を問わず）仕事をするのを妨げ続けますか？
はい / いいえ
あなたの / 彼の / 彼女の障害は、今後半年の間に、あなたが / 彼が / 彼女が仕事に就くことの妨げになりますか？
はい / いいえ
あなた / 彼 / 彼女は、今後半年の間に、あなたが / 彼が / 彼女が（仕事の種類を問わず）仕事に就くことを妨げるような障害を持っていますか？
はい / いいえ

3) イギリス

イギリスでは、欧州委員会規則に基づき欧州統計局の EU-SILC、EHIS に対応する調査を実施している。イギリスで実施されている調査において、健康に関する設問セットである MEHM についてどのように調査票に導入されているのかを、欧州統計局の EU-SILC、EHIS に関するガイドラインとの比較で調査した。

イギリスにおける EU-SILC に該当する調査に関しては、欧州統計局の EU-SILC のガイドラインに準拠し、健康に関連する設問として MEHM が導入されている。一方で「活動における制限」に係る設問が 2 問に分けられていたり、「慢性的な健康問題、慢性疾患」に関する継続期間が 12 か月になっている等の違いがある。なお、調査票においては、質問文、その解説等において「障害」に関する文言はなかった。

図表 187 イギリスにおける EU-SILC の設問の内容とガイドラインとの違い

MEHM の構成 (設問の内容)	EU-SILC の ガイドラインとの違い	障害に関する表記		
		質問文	質問の解説	他の部分
自身が認識している健康状態	なし	なし	なし	なし
慢性的な健康問題、慢性疾患	継続期間が 12 か月	なし	なし	
活動における制限	日常生活における制限 (1 問目)	なし	なし	
	制限を受ける期間は 3 段階 (2 問目)	なし	なし	

出所) EU-SILC の欧州統計局のメソロドジーガイドライン、イギリス調査票をもとに作成

イギリスにおける EHIS に該当する調査では、MEHM と同じ概念の設問が存在し、概ね欧州統計局の EHIS のガイドラインに準拠したものとなっているが、「慢性的な健康問題、慢性疾患」に関する継続期間の記述がない点に違いがある。なお、調査票においては、質問文、その解説等において「障害」に関する文言はなかった。

図表 188 イギリスにおける EHIS の設問の内容とガイドラインとの違い

MEHM の構成 (設問の内容)	EHIS の ガイドラインとの違い	障害に関する表記		
		質問文	質問の解説	他の部分
自身が認識している健康状態	なし	なし	なし	なし
慢性的な健康問題、慢性疾患	長期継続の期間(6ヶ月)の記載なし	なし	なし	
活動における制限	なし	なし	なし	

出所) EHIS の欧州統計局のガイドライン、イギリス調査票をもとに作成

また、イギリスは時間利用調査の HETUS も実施しており、最近実施した 2014～2015 年の調査においては、MEHM が導入されている。イギリスの設問では、「慢性的な健康問題、慢性疾患」における長期の期間の記述が 4 週間であったり、「活動における制限」については 2 問を 1 問にしている違いがあるが、概ね 2008 年の欧州統計局の HETUS ガイドラインに準拠している。なお、調査票においては、質問文において「障害」に関する文言が用いられていた。しかし、これらの設問を、障害者の判定には用いていないようである。

図表 189 イギリスにおける HETUS の設問の内容とガイドラインとの違い

MEHM の構成 (設問の内容)	HETUS の ガイドラインとの違い	障害に関する表記		
		質問文	質問の解説	他の部分
自身が認識している健康状態	なし	なし	なし	なし
慢性的な健康問題、慢性疾患	継続期間が 4 週間	あり	なし	
日常生活における制限(1問目)	2 問を 1 問に統合制限の期間の記述なし	あり	なし	
活動における制限(2問目:制限を受ける期間)				

出所) HETUS の欧州統計局のガイドライン(2008年版)、イギリス調査票をもとに作成

イギリスでは、欧州連合の各国において共通的に実施している統計調査以外の家庭資源調査(Family Resources Survey, 以下 FRS)、センサスにおいて、障害者を捉える設問が導入されている。

イギリスの国家統計局は、いくつかの分野・複数の統計において概念や設問を統一化

するための基本セット³¹を用意している。その基本セットの分野には、General Health & Carers, Long-lasting Health Conditions and Illnesses; Impairments and Disability という健康・障害に関連するものがあり、この設問セットには欧州統計局で用いられている MEHM に類似した設問が含まれている。基本セットの資料には欧州統計局の統計と整合させることや欧州統計局の設問を参照していることが記載されている。

FRS の設問は、前述の基本セットの設問をもとに作成されている部分があり、欧州統計局が作成した MEHM に含まれている「自身が認識している健康状態」、「慢性的な健康問題、慢性疾患」、「活動における制限」の設問が含まれている。

< Family Resources Survey の設問（仮訳） >

全般的な健康状態について教えてください。

非常に良い / 良い / ふつう / 悪い / 非常に悪い

12 カ月以上続いている、もしくは続くことが予想される身体、精神上的の健康の問題もしくは病気がありますか？

はい / いいえ

何らかの健康上の問題もしくは病気を原因として、日常の活動において十分に能力を発揮できない事態がありますか？

はい、非常にある / はい、多少ある / 全くない

以下の領域において、あなたに影響を与えている問題、病気がありますか？

1. 視覚（例えば、失明や部分的な見えること）
2. 聴覚（例えば、難聴や部分聴覚など）
3. 移動（例えば、短い距離を歩く、階段を昇る）
4. 器用さ（例えば、キーボードを使用したオブジェクトの持ち上げと持ち運び）
5. 覚えること、理解すること、集中すること
6. 記憶
7. 精神面の健康
8. スタミナ、息切れ、疲労
9. 社会面あるいは行動面での問題（例えば、自閉症、注意欠陥障害またはアスペルガー症候群に類するもの）
10. その他

健康問題や病気のいずれかは、以下の影響を及ぼしていますか？

それらの問題や病気の内のいずれかを理由として、日常の活動に支障をきたしています

³¹ 国家統計局が整理する質問の基本セットは、以下に示されている。

<https://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20160106185646/http://www.ons.gov.uk/ons/guide-method/harmonisation/primary-set-of-harmonised-concepts-and-questions/index.html>

か？

はい、非常にある / はい、多少ある / 全くない

どのくらいの期間にわたって、日常の活動に支障をきたしていますか？

6ヶ月未満 / 6ヶ月から12か月の間 / 12ヶ月以上

センサスの2021年調査のリハーサル(2019年実施)の設問は、前述の基本セットをもとに作成されている部分があり、欧州統計局が作成したMEHMに含まれる「自身が認識している健康状態」、「慢性的な健康問題、慢性疾患」、「活動における制限(一部)」の設問が含まれている。

<2021年センサスのリハーサル(2019年実施)の設問(仮訳)>

Q21: 全般的な健康状態はどうか？

非常に良い / 良い / ふつう / 悪い / 非常に悪い

Q22: 12ヶ月以上続いている、もしくは続くことが予想される身体、精神上的の健康の問題もしくは病気がありますか？

はい / いいえ

Q23: 何らかの健康上の問題もしくは病気を原因として、日常の活動において十分に能力を発揮できない事態がありますか？

はい、非常にある / はい、多少ある / 全くない

4) ドイツ

ドイツでは、欧州委員会委員会規則に基づき欧州統計局のEU-SILC、EHISに対応する調査を実施している。ドイツで実施されている調査において、健康に関する設問セットであるMEHMについてどのように調査票に導入されているのかを、欧州統計局のEU-SILC、EHISに関するガイドラインとの比較で調査した。

いずれの統計調査においても、欧州統計局のEU-SILC、EHISに係るガイドラインで示されている健康に関する設問セットであるMEHMと同様の設問を導入している。「行動の制限」に関しては、日常生活における制限、制限の強さ、制限を受けた期間の3つに分けられている。なお、いずれの統計調査の調査票においては、質問文、その解説等において「障害」に関する文言はなかった。

図表 190 ドイツにおける EU-SILC の設問の内容とガイドラインとの違い

MEHM の構成 (設問の内容)	EU-SILC の ガイドラインとの違い	障害に関する表記		
		質問文	質問の解説	他の部分
自身が認識している健康状態	なし	なし	なし	なし
慢性的な健康問題、慢性疾患	なし	なし	なし	
活動における制限	日常生活における制限 (1 問目)	なし	なし	
	制限の強さ (2 問目)	なし	なし	
	制限を受けた期間 (3 問目) (「6 か月未満」と「6 か月以上」の2 択)	なし	なし	

出所) EU-SILC の欧州統計局のメソドロジーガイドライン、ドイツ調査票をもとに作成

図表 191 ドイツにおける EHIS の設問の内容とガイドラインとの違い

MEHM の構成 (設問の内容)	EHIS の ガイドラインとの違い	障害に関する表記		
		質問文	質問の解説	他の部分
自身が認識している健康状態	なし	なし	なし	なし
慢性的な健康問題、慢性疾患	なし	なし	なし	
活動における制限	日常生活における制限 (1 問目)	なし	なし	
	制限の強さ (2 問目)	なし	なし	
	制限を受けた期間 (3 問目) (「6 か月未満」と「6 か月以上」の2 択)	なし	なし	

出所) EHIS の欧州統計局のガイドライン、ドイツ調査票をもとに作成

ドイツでは、イギリス、フランス、イタリアのように、時間利用調査において“Harmonised European Time Use Surveys (HETUS) 2018 Guidelines”で示されている障害者を捉える設問 (MEHM) を導入していない。

ドイツは、毎年 Microcensus という小規模なセンサス調査を行っているが、障害者を捉える設問では、以下のように直接的に障害者の認定に関して尋ねている。

< Microcensus の設問 (仮訳) >

<p>190 あなたの障害は公的に認められていますか?</p> <p>公的に認められたとは、重度障害者パス、重度障害・戦争障害者パス、障害者年金証書、(戦争)年金局により発行された行政・法的書類等により認定された者をさします。</p> <p>1 . はい 2 . いいえ</p>

191 あなたの障害が公的に認められている場合、障害はどの程度と認められていますか。

- 1 . 30 未満
- 2 . 30 以上 40 未満
- 3 . 40 以上 50 未満
- 4 . 50 以上 60 未満
- 5 . 60 以上 70 未満
- 6 . 70 以上 80 未満
- 7 . 80 以上 90 未満
- 8 . 90 以上 100 未満
- 9 . 100

5) イタリア

イタリアでは、欧州委員会規則に基づき欧州統計局の EU-SILC、EHIS に対応する調査を実施している。イタリアで実施されている調査において、健康に関する設問セットである MEHM についてどのように調査票に導入されているのかを、欧州統計局の EU-SILC、EHIS に関するガイドラインとの比較で調査した。

イタリアにおける EU-SILC に該当する調査に関しては、欧州統計局の EU-SILC のガイドラインに準拠し、健康に関連する設問として MEHM が導入されている。また、調査票においては、質問文、その解説等において「障害」に関する文言はなかった。

図表 192 イタリアにおける EU-SILC の設問の内容とガイドラインとの違い

MEHM の構成 (設問の内容)	EU-SILC の ガイドラインとの違い	障害に関する表記		
		質問文	質問の解説	他の部分
自身が認識している健康状態	なし	なし	なし	なし
慢性的な健康問題、慢性疾患	なし	なし	なし	
活動における制限	なし	なし	なし	

出所) EU-SILC の欧州統計局のメソドロジーガイドライン、イタリア調査票をもとに作成

イタリアにおける EHIS に該当する調査では、欧州統計局の EHIS ガイドラインに準拠し、健康に関連する設問の MEHM が導入されている。また、調査票においては、質問文、その解説等において「障害」に関する文言はなかった。

図表 193 イタリアにおける EHIS の設問の内容とガイドラインとの違い

MEHM の構成 (設問の内容)	EHIS の ガイドラインとの違い	障害に関する表記		
		質問文	質問の解説	他の部分
自身が認識している健康状態	なし	なし	なし	なし
慢性的な健康問題、慢性疾患	なし	なし	なし	
活動における制限	なし	なし	なし	

出所) EHIS の欧州統計局ガイドライン、イタリア調査票をもとに作成

また、イタリアは時間利用調査の HETUS も実施しており、最近実施した 2013～14 年の調査においては、MEHM が導入されている。イタリアの設問では、「活動における制限」については 2 問を 1 問にしている違いがあるが、概ね 2008 年の欧州統計局の HETUS ガイドラインに準拠している。なお、調査票においては、質問文、その解説等において「障害」に関する文言はなかった。また、これらの設問は、障害者の判定には用いていないようである。

図表 194 イタリアにおける HETUS の設問の内容とガイドラインとの違い

MEHM の構成 (設問の内容)	HETUS の ガイドラインとの違い	障害に関する表記		
		質問文	質問の解説	他の部分
自身が認識している健康状態	なし	なし	なし	なし
慢性的な健康問題、慢性疾患	なし	なし	なし	
活動における制限 (1 問 目：日常生活における制限)	2 問を 1 問に統合 制限の期間の記述なし	なし	なし	
活動における制限 (2 問目： 制限を受ける期間)	なし	なし	なし	

出所) HETUS の欧州統計局ガイドライン (2008 年版)、イタリア調査票をもとに作成

6) カナダ

カナダでは、センサス及びカナダ障害調査 (Canadian Survey on Disability, 以下 CSD) という 2 つの調査を関連付けて障害者を捕捉しようとしている。具体的には、センサスにおいて障害者の可能性のある者をスクリーニングし、CSD で障害者かどうかの判定と詳細分析を行うという方策が採用されている³²。

センサスにおいては、ワシントングループの短い設問セットをベースにカナダ独自で開発した 6 つの設問からなる設問セットである障害スクリーニング設問 (Disability Screening Question, 以下 DSQ) が存在しており、その設問はワシントングループと

³² “Disability Statistics : Canadian Experience” Statistics Canada, 2017

GALIのハイブリッドとなっている³³。

DSQは、ワシントングループの短い設問セットと同様に、視覚、聴覚、歩行・セルフケア、認知の設問があるが、情緒・心理・精神の健康問題と6ヶ月以上の長期にわたる、あるいはわたると見込まれるその他の健康問題についての設問を組み込んでいる。欧州統計局の設問のように、健康問題の有無やその継続についても尋ねている点で、ワシントングループと欧州統計局の設問を合わせて活用している事例と言える。

センサスで用いられるDSQの選択肢は、ワシントングループの選択肢にある困難さの程度ではなく、「全くない」、「時々ある」、「しばしばある」、「常にある」の4段階の発生頻度を尋ねている。

< センサスにおけるDSQの設問（仮訳） >

当該の人が何らかの困難さを抱えていますか？

メガネをかけたり、コンタクトレンズを付けたりしても見るのが難しいことがある。

1. 全くない 2. 時々ある 3. しばしばある 4. 常にある

補聴器を付けても聴くのが難しいことがある。

1. 全くない 2. 時々ある 3. しばしばある 4. 常にある

歩行、昇段、手や指の利用、その他の活動に難しいことがある。

1. 全くない 2. 時々ある 3. しばしばある 4. 常にある

学習したり、思い出したり、集中することに難しいことがある。

1. 全くない 2. 時々ある 3. しばしばある 4. 常にある

情緒的、心理的、または精神的健康状態（例：不安、うつ病、双極性障害、薬物乱用、食欲不振など）が難しいことがある。

1. 全くない 2. 時々ある 3. しばしばある 4. 常にある

他の健康問題、あるいは6ヶ月以上続いている、あるいは続くことが予想される長期の問題がある。

1. 全くない 2. 時々ある 3. しばしばある 4. 常にある

DSQはセンサスのような一般人口を対象とする統計において、CSDの対象とする「障害者である可能性がある者」をスクリーニングするための役割を果たしている。具体的には、6つの設問において、いずれか1つの設問においてでも「時々ある」、「しばしばある」、「常にある」の3つのいずれかを選択した回答者は、「障害者である可能性がある者」として、CSDの調査対象候補となり、カナダ統計局からCSDの調査への回答を依頼される³⁴。

³³ DSQは、センサスの調査票の長編版（long-form）に含まれている。（長編版は約25%の世帯において用いられる。）

³⁴ センサスにおいて電話番号や電子メールアドレスを回答しているため、これらの情報を用いて、CSDへの協力依頼がなされると考えられる。

CSD では、約 50,000 名程度を全サンプルとしており、視力、聴力、移動、柔軟性、器用さ、痛み関連、学習、発達、メンタルヘルス、記憶の 10 類型 (Types) の障害類型において、それぞれの類型ごとに障害者に該当するか否かの判定を行っている。

より具体的には、上記の類型ごとに、困難さに加えて発生頻度をかけ合わせたマトリクスを用いて障害者なのかどうかの特定を行う。困難さについては、ワシントングループの設問と同様に 4 段階の選択肢で質問しており、発生頻度については前出のセンサスにおける 4 段階に「まれにある」を 2 番目に加えた 5 段階の選択肢で質問しているが、困難さ (4 段階) と発生頻度 (5 段階) のかけ合わせで、それぞれの選択肢のどこに該当するかにより、類型ごとに「障害のある者」と「障害のない者」が特定される仕組みとなっている。

なお、CSD では、センサスにおける DSQ を通じて基本的に障害者である可能性のある者をスクリーニングしているが、回答した結果 CSD の基準では障害のない者と判定されるサンプルも含まれている。また、障害者の出現率の分析や、障害者と障害のない者との比較分析等の目的でセンサスでの DSQ の 6 問すべてに No と回答したサンプルも 5,000 名抽出している³⁵。

³⁵ “Canadian Survey on Disability, 2017: Concepts and Methods Guide”, Statistics Canada, 3.1 Target population and coverage

図表 195 G7における障害者を捉える設問を含む主要な統計調査（フランス・アメリカ）

	障害者を捉える設問のある調査名	結果が公表されている最新年度	所掌機関・部局	障害者を捉える設問数	準拠しているガイドライン・標準等	対象年齢	対象者	手法	周期	サンプル数	調査票あるいは手法に関する資料
フランス	欧州連合・所得と生活状況に関する調査	2018	フランス国立統計経済研究所	3	欧州統計局が作成した「欧州連合・所得と生活状況に関する調査」のガイドラインに基づき、設問を設定。	世帯・個人（16歳以上）	16歳以上（特別調査は除く）	対面インタビュー	1年	家計：横断的7,250 縦断的5,500 個人：横断的13,500 縦断的10,250	【調査票】 https://circa.ec.europa.eu/sd/a/bb905b7e-681d-4b78-9f10-204448927b33/2018.Questionnaire.FR.pdf
	欧州健康インタビュー調査	2014	フランス国立統計経済研究所	3	欧州統計局が作成した「欧州健康インタビュー調査」のガイドラインに基づき、設問を設定。	15歳以上	民間の住居に住む個人（施設は除く）	対面インタビュー、コンピュータ支援電話インタビュー	5年	13,110人	【調査票】 https://www.irdes.fr/recherche/rapports/566-enquete-sante-europeenne-ehis-enquete-sante-et-protection-sociale-epsps-2014.pdf
	生活時間及びカプルの意思決定調査	2010	フランス国立統計経済研究所	3	欧州統計局が作成した「欧州統一生活時間調査」のガイドラインに基づき、設問を設定。	11歳以上	世帯 / 個人	コンピュータ支援電話インタビュー、対面インタビュー	約10年	約1万2,000世帯（フランス首都圏1万1,000世帯、海外1,000世帯）	【調査票】 https://unstats.un.org/unsd/demographic/sconcerns/tuse/Country/france/EDTDDC_quest%20chercheur_EN_MARS2011.pdf 【概要】 https://www.insee.fr/en/metadonnees/source/serie/s1224
	全国障害・健康調査	2008-2009	フランス国立統計経済研究所	14	最小欧州健康モジュールに加え、他の問を加え設問を作成。	18歳以上	世帯 / 個人	対面インタビュー、コンピュータ支援の他記式調査CAPI（Computer-Assisted Personal Interviewing）、自記式調査CAS（Computer-Assisted Self-Interviewing）	不規則	111,592世帯/262,963人	【調査票】 https://drees.solidarites-sante.gouv.fr/IMG/pdf/quest_vqs_eng.pdf 【概要（フランス語）】 https://drees.solidarites-sante.gouv.fr/etudes-et-statistiques/open-data/handicap-et-dependance/article/les-enquetes-handicap-sante
アメリカ	アメリカ地域社会統計（ACS）	2018	アメリカセンサス局	6	ワシントングループの短い質問セットをベースに問を作成。	全年齢	世帯 / 個人	インタビュー調査	1年	214.3万戸	【質問票】 https://www2.census.gov/programs-surveys/acs/methodology/questionnaires/2020/quest120.pdf?# 質問票は2020年版のもの、障害者に関する質問は前年までと同内容。 【ガイドライン】 https://www.census.gov/topics/health/disability/guidance/data-collection-ac.html
	所得および社会保障受給調査（SIPP）	2014	アメリカセンサス局	12	ワシントングループの短い質問セット（6設問）に加え、子供関連（3設問）、労働関連（3設問）を設定。	15歳以上	世帯 / 個人	インタビュー調査	不規則	5万世帯	【ガイドライン】 https://www.census.gov/topics/health/disability/guidance/data-collection-sipp.html
	アメリカ雇用統計（CPS）	2020年1月	アメリカセンサス局	3	-	15歳以上	雇所属は除く	訪問インタビュー、電話インタビュー	毎月	約60,000世帯	【質問票】 https://www2.census.gov/programs-surveys/cps/techdocs/questionnaires/Labor%20Force.pdf 【ガイドライン】 https://www.census.gov/topics/health/disability/guidance/data-collection-cps.html

図表 196 G7における障害者を捉える設問を含む主要な統計調査（イギリス・ドイツ）

	障害者を捉える設問のある調査名	結果が公表されている最新年度	所掌機関・部局	障害者を捉える設問数	準拠しているガイドライン・標準等	対象年齢	対象者	手法	周期	サンプル数	調査票あるいは手法に関する資料
イギリス	欧州連合・所得と生活状況に関する調査	2018	国家統計局	3	欧州統計局が作成した「欧州連合・所得と生活状況に関する調査」のガイドラインに基づき、設問を設定。	世帯・個人(16歳以上)	16歳以上(特別調査は除く)	対面インタビュー	5年	家計・横断的7,500 縦断的5,750 個人・横断的13,750 縦断的10,500	【調査票】 https://circa.ec.europa.eu/sd/a/103fe1c0-2633-4424-b13f-0c3e9b4da71/2017_Questionnaire_UK.pdf
	欧州健康インタビュー調査	2013-2014	国家統計局	3	欧州統計局が作成した「欧州健康インタビュー調査」のガイドラインに基づき、設問を設定。	15歳以上	民間の住居に住む個人(施設は除く)	対面インタビュー、電話インタビュー	5年	13,085人	【調査票】 http://doc.ukdataservice.ac.uk/doc/7881/mrdoc/pdf/7881_ehis_wave_2_userguide_2013-14.pdf
	イギリス生活時間調査	2014-2015	国家統計局	3	欧州統計局が作成した「欧州統一生活時間調査」のガイドラインに基づき、設問を設定。	8歳以上	世帯 / 個人	インタビュー調査	不定期	4,238世帯 / 9,388人	【調査票】 http://doc.ukdataservice.ac.uk/doc/8128/mrdoc/pdf/8128_natcen_reports.pdf 196、197ページに障害者を捉える設問あり
	家族リソース調査	2017-2018	労働年金省	16	最小欧州健康モジュールに加え、他の問を加え設問を作成。	16歳以上	16～19歳の従属児を除く	対面インタビュー	1年	37,885 アドレス(英国) 3,840アドレス(北アイルランド)	【調査票】 <グレートブリテン> http://doc.ukdataservice.ac.uk/doc/8460/mrdoc/pdf/frs_2017_18_gb_question_instructions.pdf <北アイルランド> http://doc.ukdataservice.ac.uk/doc/8460/mrdoc/pdf/frs_2017_18_ni_question_instructions.pdf
	センサス	2011	英国国家統計局、スコットランド統計局	3	最小欧州健康モジュールに類似した問がある。	全年齢	住所登録のある全世帯	ウェブ回答、郵送、調査員への提出	10年	26,442,096世帯	【調査票】 https://www.ons.gov.uk/census/censustransformationprogramme/testingthecensus/2019rehearsal 上記URLは2021年調査のリハーサル(2019年実施)の調査票、2011年実施時の調査票は不明。
ドイツ	欧州連合・所得と生活状況に関する調査	2018	ドイツ連邦統計局	3	欧州統計局が作成した「欧州連合・所得と生活状況に関する調査」のガイドラインに基づき、設問を設定。	世帯・個人(16歳以上)	16歳以上(特別調査は除く)	対面インタビュー	概ね5年	家計・横断的8,250 縦断的6,000 個人・横断的14,500 縦断的11,750	【調査票】 https://ec.europa.eu/eurostat/documents/203647/203704/Guidelines_SIL_C+2018/2a2e6452-a1a9-b167-209b-dbd91eab2c90
	欧州健康インタビュー調査	2014-2015	ドイツ連邦統計局	3	欧州統計局が作成した「欧州健康インタビュー調査」のガイドラインに基づき、設問を設定。	15歳以上	民間の住居に住む個人(施設は除く)	対面インタビュー、コンピュータ支援電話インタビュー	5年	15,260人	【調査票】 https://www.rki.de/DE/Content/Gesundheitsmonitoring/Gesundheitsberichterstattung/GBEDownloadsJ/Supplement/JoHM_2017_01_gesundheitliche_lage9.pdf?sessionid=24FEF93E1D6C2E7CF51708806677BE19internet0622blob=publicationFile
	マイクロセンサス	2018	ドイツ連邦統計局	2		全年齢	世帯 / 個人	コンピュータ支援電話インタビュー	1年	約370,000世帯/約810,000人	【調査票】 https://www.it.nrw/sites/default/files/atoms/files/mz-fragebogen_2019_ahm_muster_englisch.pdf

図表 197 G7における障害者を捉える設問を含む主要な統計調査（イタリア、カナダ）

	障害者を捉える設問のある調査名	結果が公表されている最新年度	所掌機関・部局	障害者を捉える設問数	準拠しているガイドライン・標準等	対象年齢	対象者	手法	周期	サンプル数	調査票あるいは手法に関する資料
イタリア	欧州連合・所得と生活状況に関する調査	2018	イタリア統計局	3	欧州統計局が作成した「欧州連合・所得と生活状況に関する調査」のガイドラインに基づき、設問を設定。	世帯・個人（16歳以上）	16歳以上（特別調査は除く）	対面インタビュー	1年	家計：横断的7,250 縦断的5,500 個人：横断的15,500 縦断的11,750	【調査票】 https://circabc.europa.eu/sd/a/d44911a2-40da-425b-bdac-da64381b70c7/2018_Questionnaire_IT.pdf
	欧州健康インタビュー調査	2014	イタリア統計局	3	欧州統計局が作成した「欧州健康インタビュー調査」のガイドラインに基づき、設問を設定。	15歳以上	民間の住居に住む個人（施設は除く）	対面インタビュー、コンピュータ支援電話インタビュー	5年	13,810人	【調査票】 https://www.istat.it/it/files/2015/11/Fac-simile-Questionario-A-forma-ridotta.pdf https://www.istat.it/it/files/2015/11/Fac-simile-Questionario-B.pdf https://www.istat.it/it/files/2015/11/Fac-simile-Questionario-C.pdf
	時間利用調査	2013-2014	イタリア統計局	3	欧州統計局が作成した「欧州統一生活時間調査」のガイドラインに基づき、設問を設定。	3歳以上	世帯 / 個人	訪問インタビュー	約5年	約18,000家族 / 約45,000人	3つの調査モデル（1つのアンケートと日誌・週誌）で実施 https://www.istat.it/it/archivio/5723 https://www.istat.it/it/files/2011/01/IMF13ABis.pdf 【調査票】 https://www.istat.it/it/files/2011/01/IMF13ABis.pdf https://www.istat.it/it/files/2011/01/IMF13A1.pdf https://www.istat.it/it/files/2011/01/IMF13B1.pdf https://www.istat.it/it/files/2011/01/IMF13C1.pdf
カナダ	センサス	2016	カナダ統計局	6	ワシントングループの短い質問セットをベースに、スクリーニング用の設問を作成。	カナダ国民（出生・帰化別）、上陸移民、非永住者、一緒に暮らす家族から構成されるカナダの全人口を対象	カナダ在住の全個人	インターネット、紙、センサスヘルプライン、キャンパスサーによる回答	5年	全個人	【調査票】 https://www12.statcan.gc.ca/nhs-enm/2016/ref/questionnaires/questions-eng.cfm
	カナダ障害統計	2017	カナダ統計局	60	ワシントングループの短い質問セットをベースに、スクリーニング用の設問を作成。	15歳以上	在宅の15歳以上	ウェブ調査、対面インタビュー	5年	45,443人	【調査票】 https://www23.statcan.gc.ca/imdb/p3lnstr.pl?Function=assembleInstr&lang=en&Item_Id=348023

3. 国際的な動向の把握のまとめ

本調査研究で把握できた国際機関の動向及び G7 を構成する主要先進国の動向については、以下のようにまとめることができる。

1) 国際機関の動向

国連統計委員会は障害の状態によるデータの分解の必要性の観点等からデータ収集及び手段の精査を行うことについて要請し、各国の全国的なデータ収集においてワシントングループの設問を用いること等について留意点として示した。また、国連障害者権利委員会は、ワシントングループの設問の導入も勧告しており、さらに、締約国に対して条約の第 31 条に基づき情報の収集に加えて障害種別等の細分化されたデータの収集・集計も求めている。

欧州委員会は、統計を担当する部局である欧州統計局が作成した MEHM のような設問について、個別の統計調査に係るガイドラインを通じて、欧州連合内での比較可能性を高めること等も目的に、加盟国における統計調査における導入を促している。一方で、EU-SILC の設問に 2022 年からワシントングループの短い設問セットを導入する動きがあるほか、国連の地域組織である国連欧州経済委員会でも一般人口を対象とする人口・住宅調査において障害を捉えるため、ワシントングループの設問に対応する選択肢や 6 つの機能領域の利用を推奨している。

2) 主要先進国の動向

フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダの統計調査における障害者を捉える設問については、何らかの設問セット、モジュール、ガイドラインを参照している事例が多くみられた。活用されている統計調査の種類では、EU-SILC のような個人の属性、所得、住居等の生活状態を把握しようとする統計調査や生活時間調査等で活用されている例が多くみられた。

ワシントングループの短い設問セットは、アメリカ、カナダにおいて、ACS やカナダのセンサスのように、修正を加えられて設問を構成している事例が見られた。特に、カナダでは、ワシントングループの設問、欧州統計局の設問を合わせたような設問となっている点が特徴である DSQ という独自の設問セットを構築しており、センサスにおいて当該設問セットで「障害者に該当する可能性のある者」をスクリーニングした上で、その後続調査である CSD において「障害のある者」と「障害のない者」を捕捉し、比較検討を可能としている。アメリカ、カナダの上記の取組は、ワシントングループの設問をベースにしているため、障害種別等の細分化されたデータの収集・集計への対応を可能とするものである。これにより国連障害者権利委員会が求める要求に対応することができる。

欧州統計局が作成した設問である MEHM やそれに含まれる設問は欧州連合の主要

先進国で用いられている事例が多い。EU-SILC、EHIS、HETUS等の欧州連合において共通的に実施する統計調査においては欧州統計局のガイドラインで MEHM が用いられていることから、各国におけるこれらの調査においても導入されている。また、MEHM は、イギリスにおける設問の基本セットの中にも含まれており、イギリスが独自に実施しているセンサス等の統計調査においても導入されている。しかしながら、これらの設問を導入しているイギリス、ドイツ、イタリアは国連障害者権利委員会から障害を含む分解されたデータの収集・集計を行うよう勧告を受けている。

そのほか、公的障害者制度の認定に係る設問はドイツの Microcensus において直接的に用いられている。このことにより、単に公的障害者制度の利用状況を把握するのみならず、他の設問との組み合わせにより、公的障害者制度利用者についてさらなる状況把握ができています。